

振動規制法

よりよい住環境を目指して



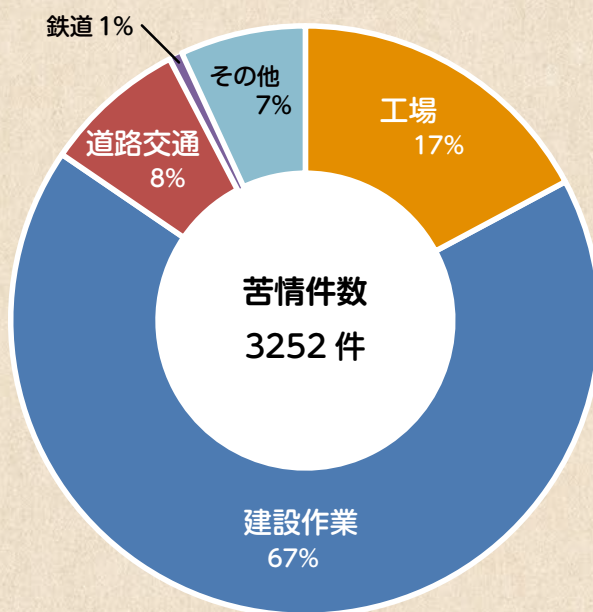
環境省

私達の生活には、 様々な種類の振動が存在しています。

振動に関する地方公共団体への苦情件数は、年間3千件を超えています。その発生源としては、建設工事に起因するものが約7割と最も多くを占めています。さらに、都市部などの住宅密集地で多くなっていることも特徴の一つです。

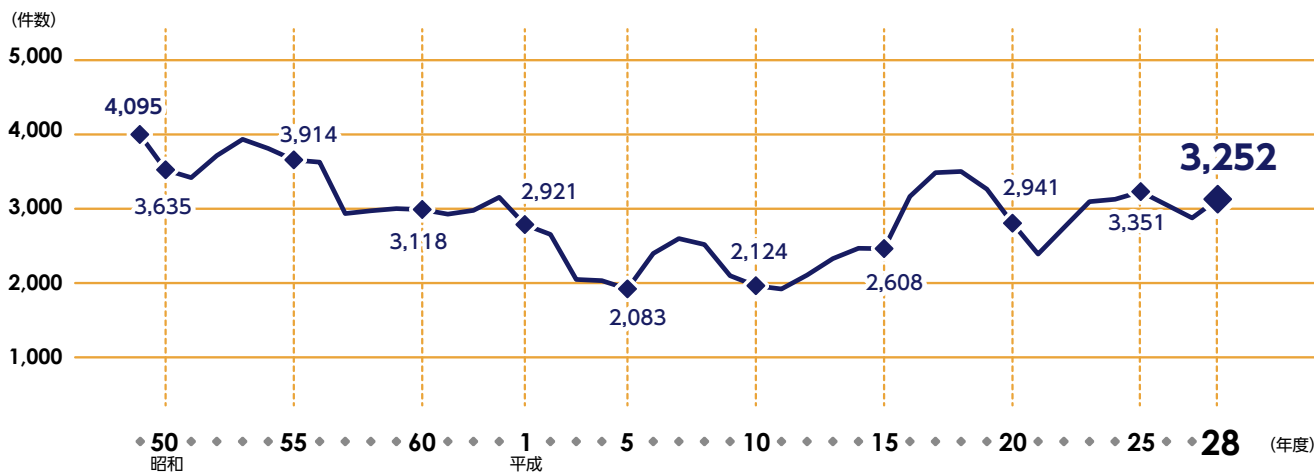
振動規制法は、工場・事業場や建設作業から発生する著しい振動を規制するとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的に昭和51年に制定されました。

平成28年度 苦情件数の割合



(環境省 振動規制法施行状況調査)

苦情件数の推移 (昭和49年度～平成28年度)



(環境省 振動規制法施行状況調査)

振動規制法の概要

■規制のしくみ～規制対象

振動規制法では、都道府県知事や市長・特別区長は、振動について規制する地域を指定（指定地域）しており、規制対象ごとに異なった規制基準等が定められています。

具体的な指定地域や規制基準等については、市、特別区または都道府県にご確認ください。

工場・事業場振動

指定地域内において特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）を規制対象として規制基準が定められています。

建設作業振動

指定地域内において建設工事で行われる作業のうち、特定建設作業を規制対象として、規制基準が定められています。

道路交通振動

指定地域内における道路交通振動については、要請限度が定められています。

■届出義務

指定地域内において、工場・事業場に特定施設を設置する場合や、特定建設作業を行う場合は届出義務が発生します。特定施設は設置する30日前まで、特定建設作業は作業を行う7日前までに市町村長や特別区長に届出を行わなければなりません。届け出なかった場合、罰則をうける可能性があります。

■行政措置

市町村長や特別区長は、規制基準や要請限度を超える振動により周辺的生活環境が著しく損なわれていると認める場合、改善勧告や都道府県公安委員会への要請を行うことができます。

特定施設を設置している工場・事業場、特定建設作業に対して…

周辺の生活環境が著しく損なわれている

+

規制基準不適合



改善
勧告

勧告に従わない
場合



改善
命令

命令に違反した
場合



罰則

道路交通振動に対して…

周辺の生活環境が著しく損なわれている

+

要請限度を超過



道路管理者、都道府県
公安委員会への要請



特定工場・事業場

指定地域内で特定施設を設置している工場・事業場から発生する振動を規制しており、著しい振動を発生する施設が特定施設として定められています。

特定施設とは…

- ❶ 金属加工機械 (液圧プレス (矯正プレスを除く)、機械プレス等)
- ❷ 圧縮機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)
- ❸ 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)
- ❹ 織機 (原動機を用いるものに限る)
- ❺ コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る) 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る)
- ❻ 木材加工機械 (ドラムバーカー、チップパー (原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る))
- ❼ 印刷機械 (原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る)
- ❽ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る)
- ❾ 合成樹脂用射出成形機
- ❿ 鋳造型機 (ジョルト式のものに限る)

振動の大きさや作業時間等は次のとおり定められています

特定工場等における規制基準値については、時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において定めることとされています。

区域／時間	昼間	夜間
第1種区域	60～65デシベル	55～60デシベル
第2種区域	65～70デシベル	60～65デシベル

- 昼間及び夜間とは下記の範囲内において都道府県知事や市長・特別区長が定めた時間をいいます。
 昼間 午前5時～午前8時の間から午後7時～午後10時の間まで
 夜間 午後7時～午後10時の間から翌日午前5時～午前8時の間まで

Notes

- 第1種区域…良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 第2種区域…住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域



特定建設作業

指定地域内で行われる特定建設作業に伴って発生する振動を規制しており、著しい振動を発生する建設作業が特定建設作業として定められています。

特定建設作業とは…

- ❶ **くい打機**（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、**くい抜機**（油圧式くい抜機を除く）**又はくい打くい抜機**（圧入式くい打くい抜機を除く）**を使用する作業**
- ❷ **鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業**
- ❸ **舗装版破碎機を使用する作業**（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
- ❹ **ブレーカー**（手持式のものを除く）**を使用する作業**（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）

振動の大きさや作業時間等は次のとおり定められています

規制の種類／区域	第1号区域	第2号区域
振動の大きさ	敷地境界線において75デシベルを超えないこと	
作業時間帯	午後7時～翌日午前7時に行われないこと	午後10時～翌日午前6時に行われないこと
作業期間	1日あたり10時間以内	1日あたり14時間以内
	連続6日以内	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

●ただし、災害や緊急事態により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等においては、この限りではありません。

Notes

第1号区域…

- 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域
- 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

第2号区域…

指定地域のうち第1号区域以外の区域

道路交通振動

指定地域内における道路交通振動が要請限度を超過していることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市町村長・特別区長は道路管理者、都道府県公安委員会に対して改善等の要請をすることができます。

要請限度は次のとおり定められています

区域／時間	昼間	夜間
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

- ただし、都道府県知事（令第5条に規定する市にあっては、市長）、道路管理者及び都道府県公安委員会の協議により学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は表に定める値以下、当該値から5デシベル減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第1種区域の限度は、夜間の第2種区域の値とすることができます。

Notes

第1種区域…良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域…住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

Q 近くの工場や建設作業の振動で困っています。どこに相談したらよいでしょうか。

A お住まいの都道府県や市町村、特別区の公害に関する相談窓口でご相談ください。

.....

Q 住んでいる地域の具体的な規制基準や指定地域はどこに聞けば分かりますか。

A 具体的な規制基準や指定地域は、お住まいの市、特別区または都道府県にお問い合わせください。

.....

Q 工場・事業場に設置しようとしている施設が、特定施設に該当するかどうかはどこに聞けば分かりますか。

A 具体的な施設が特定施設かどうかについては、市町村または特別区にお問い合わせください。

.....

Q 冷凍機に使用されている圧縮機は規制対象になりますか？

A 冷凍機に使用されている圧縮機については規制対象になりません（条例の定めがある場合を除く）。

.....

Q 特定建設作業に該当している舗装版破碎機とは具体的にどのようなものをいうのでしょうか。

A ハンマーを落下させることによって生ずる衝撃力を用いて舗装版を破壊する機械のことをいいます。

.....

Q 振動規制法の規制対象でない場合、振動についての規制はないのでしょうか。

A 地方公共団体による条例等の規制や指導が行われている場合がありますので、具体的には都道府県や市町村、特別区にお問い合わせください。

.....

Q 特定施設の変更等の届出において、軽微な変更の場合、届出は不要でしょうか。

A すでに届出されている特定施設の種別及び能力ごとの数が増加しない場合などは届出不要です。具体的には届け出をする市町村、特別区にお問い合わせください。

振動に関する資料

振動規制法に基づき、振動規制法施行令により規制対象等が定められ、また振動規制法施行規則により届出等について定められています。

詳しくは「電子政府の総合窓口 e-Gov <http://www.e-gov.go.jp/>」から検索・閲覧することができます。

様々な振動がある中で、最近は建設工事、特に解体工事に伴う振動や騒音の苦情が多くなっています。これらの振動等について振動の測定、対策方法をまとめた資料を紹介します。



●地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き●

http://www.env.go.jp/air/sindo/const_guide/lg.html



●よくわかる建設作業振動防止の手引き●

http://www.env.go.jp/air/sindo/const_guide/index.html

その他の資料



●騒音規制法●

<http://www.env.go.jp/air/noise/souonkiseih-pamphlet.pdf>